

県道建部大井線ほか2路線草刈業務委託特記仕様書

○ 作業時期について

1回目については 契約日から令和7年7月31日までの間に、2回目については 令和7年9月20日から令和7年10月20日までの間に作業をすること。ただし、草の伸びる状況により交通の支障となるような場合、または地元の要望があるなどの場合は市監督員の承諾を得て、上記の期間より変更して作業することができる。

○ 草刈りの範囲について

草刈りの範囲は、路肩舗装の端部から1mを対象とする。

ただし、市道大井1号線については、路肩舗装の端部から3mを対象とする。

設計どおりでは不具合が生じた場合や地元要望等があれば市監督員と協議すること。

協議なしに作業を行った場合は、設計変更の対象とはならない。

○ 作業確認について

受託者は、受託期間中の作業について随時監督員の確認を受けるものとする。現場草刈り作業終了後には、速やかに監督員に連絡すること。刈り残しなどがある場合には再度、作業を指示する。

なお、1回目の作業完了時に、1回目分の実施報告書、完成写真等を提出すること。

○ 安全対策関係について

本委託業務の実施に当たっては、必ず道路使用許可申請を行い、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し作業すること。作業計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承諾を得た後に実施すること。

なお、交通誘導員としてのべ20人を見込んでいるが、道路使用許可における警察との協議において変更が生じたときは、市監督員と協議をすること。

○ 刈草の処分について

刈草の処分については、タマタイ産業㈱に搬入するものとし、野焼きは原則的に行わないこと。

業務終了後、焼却数量がわかる伝票を取りまとめて監督員に提出すること。

当初見込み数量との異同は設計変更の対象とし、数量は伝票によって確認するものとする。（堆肥等に利用したり、伝票がない場合は処分費分を減じることになるので注意すること）

○ 前払い及び部分払いの取り扱いについて

本業務委託において、請負代金の支払いは精算払いのみとし、前払い及び部分払いは行わないものとする。

○ その他

草刈り後は早急に集草し後片付けを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。また、視線誘導標等を破損した場合は監督員に報告し、適切に復旧等の処置すること。